

59	福祉保健局	障害者が地域で安心して暮らすための基盤等の充実
事業概要	長期の施設入所者や、いわゆる「社会的入院」の状態にある精神障害者の地域生活への移行を促進するとともに、居住の場や在宅サービスなどの地域生活基盤を充実させる。	
これまでの経過	<p>長期の施設入所者の地域生活への移行を促進するため、「障害者地域生活移行促進事業」を平成20年度から、「障害者グループホーム等移行促進事業」を平成21年度から開始する等、様々な取組を行ってきたが、平成24年度から事業を再構築し、入所施設を退所した重度の障害者等を受け入れたケアホーム等に補助する「障害者地域生活移行・定着化支援事業」を実施するとともに、地域生活移行への先進的事例や取組方法等を紹介するセミナーを実施する等、入所施設を利用する障害者及びその家族等に向けた普及啓発等を進めている。</p> <p>精神障害者施策については、区市町村等との密接な連携のもと、困難事例に対応できる医師等の専門職チームが地域に出向き支援を行う訪問型の支援事業を平成22年度にモデル実施し、平成23年度から都内全域に拡大して本格実施している。また、平成22年度から平成24年度まで、精神障害者が身近な地域で必要な時に適切な医療を受けられる仕組みを構築するためのモデル事業を実施した。</p> <p>地域生活基盤の充実としては、平成21年度から3年間で、日中活動の場（通所施設等）、地域の居住の場（グループホーム等）、ショートステイ、地域生活支援型入所施設、計4,140人分の定員の増設を図ることとした「障害者の就労支援・安心生活基盤整備3か年プラン」を平成20年度に策定し、継続的な生活支援体制の整備に取り組んだ。</p>	
現在の進行状況	<p>長期の施設入所者の地域生活への移行を促進するため、区市町村が「障害者地域生活移行・定着化支援事業」を活用できるよう取組事例等の周知に努めるとともに、入所施設等に地域移行促進コーディネーターを配置して、地域移行に向けた課題分析、地域移行に結びつけるノウハウの付与及び区市町村や相談支援事業者との連携支援等を行う「地域移行促進コーディネーター事業」を平成25年10月から開始する。</p> <p>精神障害者の地域生活移行への取組として、「精神障害者退院促進支援事業」を平成18年度から実施してきたところであるが、障害者自立支援法の改正に伴い、平成24年度からその一部が個別給付化された。そのため、「精神障害者地域移行体制整備支援事業」として再構築し、個別給付化を活かした支援体制を構築するとともに、引き続き、退院促進や地域定着に必要な広域調整、連携体制整備等の取組を実施している。</p> <p>地域生活基盤の充実としては、全ての障害者が可能な限り地域で自立して生活できる社会を築くことを目指し、平成24年度から3年間で、日中活動の場（通所施設等）、地域の居住の場（グループホーム等）、ショートステイ等計4,810人分の定員の増設を図ることとした「障害者の地域移行・安心生活支援3か年プラン」を平成24年度に新たに策定し、重点的な整備に取り組んでいる。</p>	
今後の見通し	<p>長期の施設入所者の地域生活への移行を促進するため、区市町村に対し、引き続き支援を行うとともに、地域移行促進コーディネーターの配置を進めていく。</p> <p>精神障害者施策については、訪問型の支援事業により困難事例に対する地域の対応力の強化を図るとともに、精神障害者が身近な地域で必要な時に適切な医療を受けられる仕組みを構築する等、引き続き取組を推進していく。</p> <p>地域生活基盤の充実としては、「障害者の地域移行・安心生活支援3か年プラン」に基づき、平成24年度から3年間で、日中活動の場（通所施設等）、地域居住の場（グループホーム等）、ショートステイ等計4,810人分の定員の増設に向け、継続的な生活支援体制の整備に、引き続き重点的に取り組んでいく。</p>	
問い合わせ先		福祉保健局 障害者施策推進部 計画課 電話 03-5320-4142